

# 定額給付金

## 子育て応援特別手当

### のお知らせ

**定額給付金**

市では、景気後退下の市民の不安に対処するため生活支援を行うとともに、また地域の経済対策のため、定額給付金を市民の皆さんに支給する準備を進めています。

65歳以上の方と18歳以下の方は、一人に付き2万円、そのほかの方には一人に付き1万2000円を支給するものです。

一人に付き3万6000円を支給するものです。

定額給付金と子育て応援特別手当のいずれも、2月1日現在、住民基本台帳に記録され、

### 「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付を装った振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

市では、定額給付金と子育て応援特別手当の受給手続き書類を、4月中旬に世帯主の方あてに郵送する予定です。

定額給付金と子育て応援特別手当に関して、

市や国などがATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

市や国などが、定額給付金と子育て応援特別手当の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

### 子育て応援特別手当

定額給付金の準備と併せて、多子世帯の幼児教育期における子育て負担軽減のための、子育て応援特別手当の準備を進めています。

子育て応援特別手当は、3歳以上18歳以下（平成22年4月2日～17年4月1日生まれ）



## 東久留米市パブリックコメント 手続き要綱を制定しました

行政上の重要な決定等に際して、多様な市民意見等を反映するための行政のルールを定めました。



この要綱の施行により、市民参加の促進を図るとともに、行政の説明責任を明らかにしていきます。これからも、公正で透明性のある市政運営を推進していきます。

詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。

## 4月5日 日曜臨時窓口を開設します

### 日曜臨時窓口での取り扱い事務一覧

担当課	取り扱い事務	取り扱わない事務
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民異動届の受け付け＝転入・転居・転出・世帯変更など</li> <li>◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け＝平日に来庁できない方は、夜間・閉庁日も住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書が自動発行機で取得できるようになる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細は市民課へお問い合わせください</li> <li>◎各種証明書の発行＝住民票・印鑑登録証明書・戸籍の附票・戸籍謄抄本・外国人登録原票記載事項証明書など</li> <li>◎住居表示の申請受け付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民基本台帳カードの即日交付</li> <li>◎付記転入・付記転出・住民票の広域交付</li> <li>◎電子証明書の発行および更新の申請</li> <li>◎臨時運行許可（仮ナンバー貸与）</li> <li>◎戸籍異動に伴う住民異動届など、他市区町村への問い合わせを必要とするもの</li> </ul>
保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け</li> <li>◎高額療養費の支給申請など各種申請書受け付け</li> <li>◎長寿医療制度の手続きに関する届け</li> <li>◎国民年金第1号被保険者の資格取得等の届け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国民年金に関する届け出で、社会保険庁への照会を必要とするもの</li> </ul>
納税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市税の納付および納税に関する相談</li> <li>◎市税の口座振替の申し込み手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎納税証明書の発行など左記以外の事務</li> </ul>

住民異動が集中する4月上旬の窓口混雑を緩和し、併せて市民の市税納付の便宜を図る目的で、4月5日（日）に市民課・保険年金課・納税課で、日曜臨時窓口を開設します。

受付時間は、午前9時～午後4時です。なお、本庁舎のみの開設で、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所は開きませんのでご注意ください。3課で取り扱う事務は下表の通りです。

詳しくは市民課 ☎470・7722、保険年金課 ☎470・7732、納税課 ☎470・7730へ。

## 納め忘れは ありませんか 納税にご協力を

困難な場合には、できるだけ早めに納税課（市役所2階）にご相談ください。

納付は便利な口座振替で

納付には口座振替が便利です。まだ口座振替を利用されていない方は、21年度の納税

通知書等に口座振替依頼書・申込書を同封しますので、ぜひお申し込みください。また、市内の金融機関にも口座振替の依頼書が置いてありますので、ご利用ください。

詳しくは同課 ☎470・7729へ。

市圏での上昇は顕著であり、当市においても同様の傾向にありました。

よって、21年度評価額は、3年度の間据え置かれていた地価上昇分が反映されることとなります（20年1月から半年間の下落分は評価額に反映します）。21年4月1日現在では、景気後退の影響から地価下落しているような感覚がありますが、前記のような理由から、21年度評価額は据え置きました。ただし、納税者の負担軽減の観点から、実際の税負担は年次ごとに緩やかに上昇することになります。ご理解をお願いします。

## 固定資産税・都市計画税

詳しくは課税課土地資産課係・家屋資産課係（内線2338～2344）へ。

### 固定資産税の評価替えを行います

21年度は固定資産の評価額を見直す年度です。

21年度は、評価替え年度の土地の評価

20年度までの評価額は、17年1月1日が価格調査基準日とされていたので、地価下落の中で地価調査し、原則これを3年間据え置きました（実際には、地価下落分は毎年度で上昇しました。特に三大都市圏は顕著です）。

21年度は、評価替え年度の土地の評価は在来分の家屋の評価は在来分の家屋の新評価基準によって算出した額が、前年度評価額を上回った場合には、前年度評価額に据え置きとなり、下回った場合は、その評価額となります。

### 縦覧帳簿の縦覧が 4月1日から始まります

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が4月1日から始まります。これは、固定資産税を納税する方が所有する土地・家屋と近隣の土地、家屋との価格を比較し、所有する固定資産の評価が適正であるかどうかを判断できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地②現況地目③課税地積

【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在②家屋番号③種類④建築年⑤構造⑥床面積⑦価格

【縦覧期間】4月1日（水）～6月1日（月）の午前8時半

縦覧場所は、課税課（市役所2階）

課税対象①固定資産税の納税者（1月1日現在、市内に固定資産を所有し、課税されている方）

【縦覧対象】①固定資産税の納税者（1月1日現在、市内に固定資産を所有し、課税されている方）

【縦覧対象】①固定資産税の納税者（1月1日現在、市内に固定資産を所有し、課税されている方）

【縦覧対象】①固定資産税の納税者（1月1日現在、市内に固定資産を所有し、課税されている方）

### 課税物件を確認してください 固定資産課税明細書を発送します

1月1日現在、市内に土地または家屋を所有し、固定資産税および都市計画税が課税される方を対象に、課税物件の内容を記載した課税明細書を4月1日（水）に発送します。所有資産の土地筆数、家屋棟数が多く、1枚に掲載できない方は複数枚発送します。

※課税明細書は物件内容をお知らせするもので、納税はできませんのでご注意ください。なお、納税通知書は5月上旬に発送します。

※固定資産の所有者が住所等を変更した場合や、住所氏名に誤りがあった場合は、課税課土地資産課係・家屋資産課係へご連絡ください。



わたしの 見てある記

市長 野崎 重弥

皆様ご承知の通り、東京都は2016年のオリンピック東京招致を目指してさまざまな活動を展開しています。その中で広く都民の皆様へ招致機運を盛り上げていたであろうとの視点から、オリンピックムーブメント推進事業を実施しています。

過日、オリンピックメダリストである体操の池谷幸雄氏、水泳背泳ぎの中村礼子氏が当市を来訪され、ご指導をいただきました。両氏ともお人柄といい、その醸し出す雰囲気といい、さすがメダリストと感じました。中村氏との短い懇談の中では、いろいろと示唆に富んだお話を伺いました。

小学校低学年から試合に出場し始め、多いときには1日3万回も泳ぐことや、昔は本番に弱く、なかなか結果を出せなかったこと。科学的トレーニングだけでは一流になれず、最後の最後で力になるのは気力や根性であることなど、小柄で細身の彼女が世界の超一流の選手と戦い、二大会連続でメダリストとして輝いた一片を垣間見たいと思いました。

オリンピック招致の結果は、今年の10月に出ます。世界のアスリートたちの肉体と体力の限界まで高めた技を見ることができれば、これほど素晴らしいことはないと思います。招致に向けて、東京都市長会でも活動しています。